

平成29年度第2回三郷市景観審議会

- 1 開催日時：平成29年10月31日（火）10時30分～12時05分
- 2 開催場所：三郷市役所 6階 第1委員会室
- 3 出席者 9名（委員総数10名）
（委員）
野中会長、 田邊副会長、 齊藤委員（欠席）、 岩下委員、 松井委員、 岡庭委員、
戸邊委員、 福脇委員、 谷中委員、 小高委員
（事務局）
木津市長（以下、市長）
豊賀まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）
松本まちづくり推進副部長兼都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）
都市デザイン課：中村都市デザイン課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）、 浦川計画景観係長
（以下、計画景観係長） 日暮主任、 中村主事、 野副主事
- 4 議案の審議
議案第1号
三郷市景観計画の変更について【諮問】
議案第2号
屋外広告物の安全管理及び違反広告物への対応について【意見聴取】
- 5 報告事項
第3回三郷市景観賞について
景観計画に基づく届出の状況について
- 6 議事内容
（1）開会
（都市デザイン課長補佐）
[開会]
（2）委嘱式
（市長）
[各委員に委嘱書を交付]
（3）市長挨拶
（市長）
[市長挨拶]

(4) 会長及び副会長の選出

(都市デザイン課長補佐)

[資料確認]

(都市デザイン課長)

[三郷市景観条例による会長及び副会長の選出について説明]

(都市デザイン課長補佐)

[仮議長に市長を指名し、議事を進行]

仮議長(市長)

[委員の出席状況を求める]

(都市デザイン課長)

[委員10名中9名が出席していることを報告]

仮議長(市長)

[条例の規定に基づき会長を選出]

[野中委員が会長に推薦され、野中委員承諾。野中会長より田邊委員が副会長に指名され、田邊委員承諾]

(野中会長)

[会長挨拶]

(5) 諮問書の提出

[市長より会長に諮問書を提出]

[市長退席]

[野中新会長が議長となり、議事を進行]

(野中会長)

[傍聴者の有無及び非公開に関する説明を求める]

(都市デザイン課長)

[傍聴者がいないこと及び議事内容が非公開情報に該当しないことについて報告]

(野中会長)

[会議録の署名委員について、田邊委員と岩下委員を指名]

(6) 議案

「議案第1号 三郷市景観計画の変更について」【諮問】

(計画景観係長)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

(野中会長)

ご説明にありましたように、都市計画の変更に伴う景観計画のゾーンの変更ということがあります。ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。もしございましたら挙手の上、ご発言いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(田邊委員)

今回の変更におきまして、ゆとり景観ゾーンからときめき景観ゾーンへ編入されるということですが、具体的にこのゾーンの変更に伴って個別の景観計画に関わる景観形成基準がどのように変化するかということについて、概略をお知らせいただきたいと思います。

(計画景観係長)

私の方からご説明させていただきます。

三郷市内の景観形成基準について、大きく変化はないところですが、ときめき景観ゾーンが市街地系のもの、ゆとり景観ゾーンが農地系のもの、大きく違うところとしましては、考え方としてとなりますが、緑や周囲の農地景観と合わせて立地計画を立てるか立てないかというところが大きな違いでございます。色彩については、色彩の基準は同じとなっております。ただ、強調色という設定がされておりまして、建物の色彩について、一壁面の中で基準色を80パーセント、強調色は20パーセント以内にして下さいということで、それがゆとり景観ゾーンですと、強調色を15パーセント以内にして下さいということになります。ゆとり景観ゾーンですと厳しいところがあるのですが、それが今回はときめき景観ゾーンになることによって、若干強調色が使えるようになるということになります。ただ、基本的な基準の設定、色の基準の設定につきましては変わっておりませんので、大きく変わるところはございません。

(田邊委員)

ありがとうございました。基準的にはそれほど大きな違いはないということだと思っておりますけれども、今回新たに編入される地区というのは、特に南側が第一種住居地域になっていて、住宅地と隣接する地域でもありますので、単純に物流拠点になるからという単なるゾーンの変更ということだけではなくて、こういう場所に立地する建物について、注意深く周辺の住宅に対する配慮を求めようをお願いしたいと思います。ゾーンの変更自体に全く異存はないのですが、ちょっとそういうところに気をつけていただければということでございます。

(野中会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、議案第1号「三郷市景観計画の変更について」採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、異議がないようですので、議案第1号「三郷市景観計画の変更について」採決をいたしたいと思います。

事務局案のとおり、変更することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、全会一致ということにさせていただきます。

従いまして本案は、原案のとおり決定をいたします。

「議案第2号 屋外広告物の安全管理及び違反広告物への対応について」【意見聴取】

(計画景観係長)

[議案第2号について、資料に基づき説明する]

(野中会長)

ありがとうございました。

この件に関しましては、委員の皆様よりいろんなご意見をいただきたいということであり、それぞれのお立場あるいは市民として、普段、目にする要素だと思しますので、ご意見などを賜りたいと思います。

挙手の上、ご発言いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(松井委員)

今、台風が来ていましてね、今朝とか昨日とかテレビで見ていると、看板が飛んで非常に危ないなあというふうな映像を見るわけですが、今回の設置基準というところからは当てはまらないかもしれませんが、看板を作るうえにおいての材料というのですか、枠組みが鉄骨の場合とか、アルミの場合とか、材木の場合とか、それからそれを留めるビスというのですか、間隔とか、ビスの材質とか、そういうふうなものについては三郷市屋外広告物条例のしおりを見させてもらって、19ページに広告物の仕様書及び設計図書と書いてあるのですが、この設計図書にそういった材質というのですか、先程市長さんもお話してくれたと思うのですが、やはり老朽化してくると、最初の2、3年ぐらいは材木とか鉄骨でも持つと思うのですが、10年という括りからすると、相当老朽化したり、材木は腐ったり、鉄骨は錆びてボロボロになる。

今の気象条件で異常気象が続き、相当強い風が吹いて、看板の面材が飛ばされると、車とか歩行者とかに相当の被害が及ぶ可能性が想像できると思うのですよね。そういったことに

ついでに、その取り組みを教えてください。

それからサインポールの場合、私は遭遇したことがあるのですが、10ページの一番上は面材が飛んでいるのですが、このポールの柱の下は角パイプや丸パイプなどがあると思うのですが、この肉厚によって地面とちょっと上から腐って、倒れてくると相当の事故が起きる、運悪く大きな事故になるというふうなことです。

先ほどパトロールを実施しているというふうなことをお伺いしたわけですが、質と量という考え方があると思うのですよね。質的なパトロールの仕方、それから量的なパトロールの仕方があると思います。

話が飛んでしまいますけど、高速道路のトンネルでの点検は目視ではやっている。でも実際にそこを多少壊すとか、破壊試験とかはやっていない。そうすると目視だけでいいのかなということがあってはならないかな。やはりサインポールの根元から腐って倒れた場合では車でも、また小学生とか、幼稚園児が歩いている場合には、頭当たると死んじゃいますからね。そういうふうな質的な検査というのですか、パトロール検査というのですかね。これからの異常現象を先取りしたパトロールのやり方というのが必要なのではないかと思えます。

それから看板の申請の許可においても、材質というのですか、それから施工方法というのですかね。そういうふうなことも大事な時代になっていくのではないかな。市長さんもおっしゃっていたように安全というのですかね。これからの老朽化していく対策とかそういうふうなことが我が三郷市にとっても非常に重要になってくるのではないかなというふうなことで、その辺をどういうふうな今後取り組むか、また今取り組んでいるか、ちょっとお話ししていただければと思います。

(野中会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか、事務局のほうからお願いいたします。

(都市デザイン課長)

ご意見ありがとうございます。

確かにですね、市内の中でかなりそういう危険な広告物が多く、きちんとなかなか全部を点検することが今できていないような状況にあります。昨年から屋外広告物条例を三郷市に設けるということで、これからきちんと市内の状況を把握し、そういう取り組みをしていきたいということでやっているわけですが、今回の資料を見ていただいても分かるのですけれども、危ないものというのは許可申請が出ていないものがほとんどという状況にあります。

この許可申請というのは3年に1回出すことになっていまして、それを出すときには看板の安全性の点検も義務付けられていますので、まずは許可申請の出していないものを、許可申請を出していただくような形にもっていききたいということが第一になるのかなと考えております。

今後は今回の方針では看板の多いところをやっていって、市でも危ない看板とかの取り組みをしているということをアピールしながら、全域に広めていければいいのかなというふうな考えております。これから少しずつ、皆様のご意見をいただいて、やっていきたいというふうな考えております。

(計画景観係長)

追加でよろしいでしょうか。

三郷市の取り組みではないのですが、埼玉県取り組みがありまして、安全管理に関する取り組みですけれども、一昨年に札幌市で看板が落下して、死亡事故が起きてしまったということを受けて、許可申請を出さなくてよい広告物、要は自家広告の看板のように許可がいらぬ許可不要の看板というものもいろいろあるのですけれども、すべての看板において、点検をなささいという義務付けをしようという動きがあったのですが、それが一旦止まりまして、事業者の皆様また看板の製作会社の皆様宛てに看板を点検して安全に保ってくださいという周知をするという方針が今年決まっております。今年の終わりぐらいから来年にかけて、そういった周知活動が県を中心として、行われる予定となっております。

補足事項としてご説明させていただきました。

(野中会長)

ありがとうございました。

おそらく県の条例に基づいたそういう取り組みと同時に、三郷市の場合は独自に市の条例がありますので、お互いできるところもできるし、市の方として主体的に取り組んでいただければということかと思えます。

他にはいかがでしょうか。

(田邊委員)

資料の9ページのところで屋外広告物の危険度のレベルを6段階に分けていただいているところですが、その次のページに一番危険度の高いものとして、3つの事例が挙げられていて、それぞれの事情と言いますか、屋外広告物の取り巻く状況を象徴している事例だと思うのですが、1番目の店舗の看板ですが、これはおそらく経済的な理由等があって管理しきれていないというのが実情で、2番目のものというのは、管理者が実際には誰なのか、管理者所有者がはっきりしていない例だと思います。一番下の例というのは、そもそも遵法意識の薄い事業者さんの例ではないかと思うのですが、この部分というのが、一番実は重要ではあるものの、一番是正が難しいという物件でもあると思います。

この資料中では文章による是正指導をパトロールにあわせて行うということになっていると思いますが、一度是正指導するだけではなくて、これはというものの、特に周辺に及ぼす危険度が高く、この中でもどうなのでしょう、このなかでいうと、中央のサインポールなどはこのままの状況ですと、かなり大きなものですので、危険が大きいだろうという判断があるものについては、一度指導して終わりではなくて、きちんと結果が出ることを見守るような継続的な取り組みが必要なのではないかと思えます。

私は小田原市の屋外広告物条例の施行に伴って、小田原市が違反広告物の是正をしていく過程にお付き合いしたのですが、小田原市の場合は独自の屋外広告物条例を施行した段階で、違反広告物が50件程度あったようなのですが、その是正に350回ぐらいの行政指導をして、1件あたり7回の行政指導をしているということなのですが、それでやっと全件合法的なものになっているので、かなり本気で取り組もうとすると、屋外広告物は

軽微なようで、かなり大きな課題だと思imasるので、少しプライオリティを分けて、この中でも特に上位のものについては、きちんと対応していただけるような取り組みというの必要なのではないかなと感じます。

(都市デザイン課長)

参考にさせていただいて、粘り強く指導していければと思います。

(田邊委員)

そうですね、よろしく願いいたします。

(野中会長)

こういうケースの場合、該当者への訴求がけっこう難しく、一番上はよく分かりませんが、例えば空き店舗のような状態になると、ここは知らないですけども、いろんなところで空き店舗でそのまま広告物が放置されたままであるというのがけっこうあって、そうすると誰に言えばいいのかというのが結局分からず行方不明という形になって、そのまま放置していくと危ないというところで、行政側が独自に除却するケースがあるようです。

そうでないとなかなか実効性が担保されづらいのかなという気がしますが、10ページの一番下なんかも電話番号にかけたところにいるのかいないのか、あるいは自らは所有していない、あれは誰かが勝手に設置したもので私は知らないと言い逃れるケースも多々あってですね、そうすると誰に責任があるのかが分からない。そういうことが違反広告物を取り巻く状況としてあります。

申し上げるように粘り強く行うと同時に、どこかで適切な判断をしていく必要があるような気がしています。

ちょっと長くなりましたが、他にいかがでしょうか。

(福脇委員)

9ページにあります表示・設置の状況に対して、是正指導に場合により表示者等に対する除却命令又は市による除却の実施というのが書いてあるのですが、今までこういう事例はあったのでしょうか。

(計画景観係長)

この屋外広告物条例に基づく除却というものはありません。ただ、簡易除却というものがありまして、フェンスにちょっとした広告がつけられてしまっているとか、電柱に違法なはり紙が張られているとか、そういったものについては簡易除却という形で、不定期ではあるのですが、実施はしております。

(福脇委員)

10ページにある真ん中のサインポールというのは、現地見たわけじゃないので分からないのですが、この鉄柱なんかはかなり腐食していて倒れるようであれば、むしろ危険じゃないかなという気がしています。もし可能であれば、市の除去できる手続きがとれるのであ

れば、早急にそういう対処をした方が良くはないかなと思います。

(計画景観係長)

所有者の方に除却をしてくださいという話をしつつ、どうしても会長のおっしゃるとおり、結果がよく分からなくなってくることもございますので、その場合は市の方で除却をしなければならぬということを検討しなければならぬと考えております。

(小高委員)

1段階から4段階まで載っていますけど、それによって是正の指導で文書とか口頭とかありますけど、いずれにせよ一括りでいうと条例違反になるのですよね。違反で程度が軽いから注意喚起だけとか、重いから逆に文書で出すという判断でよろしいのですか。我々建築をやっていると、通常はそれが重さに関係なく、違反は違反ということで統一な指導が来ますよね。この広告条例には罰則がないと思うのですが、やること自体が軽いのか重いのかによって、指導の仕方が違うというのは疑問があるのですが、軽くても重くても全部一緒に同じような是正措置をお願いするしかないのではないですか。

(計画景観係長)

罰則につきましては実はございます。届出をしなければ、罰則があります。

(小高委員)

ここで届出ないものがありますよね。許可申請なしと書いてあるものについてはどういう罰則を与えているのですか。

(計画景観係長)

金銭の罰則がございます。

(小高委員)

それは全部やられているのですか。

(計画景観係長)

全国的にもそういう事例はないです。

(小高委員)

でも罰則はあるのですよね。

(計画景観係長)

条例の規定上はあります。

(小高委員)

ありますよね。それをしていないということですよ。

(計画景観係長)

していないので、いきなりそういった形ではなくて、許可申請してくださいということで、条例適合するように指導していきたいという考えです。

(小高委員)

それだと多分皆さん、例えば口頭で分かりました、で終わってしまうのではないのですか。こういう罰則ありますということで普通終わってしまいますよね。改善されていかないじゃないですか。条例が何のためにあるのか分からないことになると思います。

(計画景観係長)

一気に変えていくのは難しいところがございます。

(小高委員)

そうじゃなくて、もちろん変えるのは持ち主さんからという順序はあると思いますが、行政の立場としては、全部一律条例違反ですよ、こういう罰則ですよというものをいついつまでにこうしてくださいというものを強制的にやらなきゃ変わらないですよ。1年や2年経っただけ。

ここに書いてあるラーメン屋の看板ありますよね、これ何十年もこれですよ、建ったときからこの看板ですからね。先ほどの安全に問題がある10ページの真ん中のサインポールですが、これも私が来て30年前、40年近く前ですけども、40年前から建っていますよね。

そういう状況を見ていくと、結局条例は作りましたけれども、新しく作る分にはいろいろと規制はするけれど、できている分については、そういう指導を口頭あるいは文書でも、半強制力がない条例で無条例化しているような感じですよ。今ご指導していますよと言っているけど、何十年も同じで、指導の結果が出ていないじゃないですか。それを変えるために条例ができたわけだから、それくらいやってもよろしいのではないですか。

(都市デザイン課長)

昨年の10月から市のほうで屋外広告物条例を運用するようになったということで、今後積極的に取り組んでいきたいという内容なのですが、そのなかで現実の状況としてはおっしゃるとおりに、違反の広告物がたくさんあり、なかなか対応するのめどのように対応していくのが、一番いいかということが難しいところだと思います。

こちらで考えた内容としては、ある程度段階をつけて、最初に口頭で注意をして、それでも直らなければ文書を出し、文書でも直らなければ最終的には罰則の適用というものがありますよという段階を追ってですね、指導をしていったほうが有効な改善になるのではないかと今回の考えではあるのですが、確かに方法としては委員のおっしゃるような方法もあるとは思いますが、どちらの方がよいかということで、今回考えたのは守らなければ次の指導を行うというような、そういうふうなやり方を考えております。

(小高委員)

例えば建物の場合は違反建築物のパトロールがあって、その建主さんや住まいの方に是正措置が来ますよね。その時にいつまでに是正しないとうですよというのが必ず来ますよね。それを我々はお手伝いしているということもあるのですが、看板については、先ほど松井委員からありましたように危険性があるにもかかわらず1年経っても悠長に、やれ口頭だ、やれ文書だというふうにやっていって何十年も経ってしまう。ましてやラーメン屋なんかは今ここで営業されているわけですからね。出さないよと言えば、出せるはずなのでよね。先ほどのようにいなくなっちゃったらどうしようもないけど、実際はいるのですから。中古車屋さんもありますしね。いるのにもかかわらず、まだ残っていて何年も経っても、まだ条例には適合していないということだと、パトロールしてもただ見ただけ、見てこういう違反がありましたというだけですよね。何の条例の役にもたっていないですよ。その辺もちょっとどうかと思います。

シールを貼るなんていうのは、簡単にシールを貼ればいいわけですから、こういうのはすぐ是正できると思いますが、それもされていないということですよ。指導したのでしょうけど、まだやっていないということですよ。問題点を出すだけではなくて、目的は変えさせなきゃいけないということが一つあると思うので、その目的に向かって進んでいるのかなと思います。

こういうものを挙げてきたら草加流山線沿いという話ですけど、三郷市内ではけっこういっぱいありますよね。我々が車を運転して見ている、あるいは歩いて見ている、これに適應するものはいっぱいありますけど、これだけ出てきていても、まだ何も変わっていない。これが9月でしたよね。11月になって、シール1つ貼っていない。シールぐらい貼れるのではないですかと思うのですが、それもまだ行政として何もしていないのと一緒に、これが危険性のあるのやつにしても一緒だと思うのですよね。シール貼ることさえ指導できないのに、何が危ないのをやめさせられるかと言ったら、多分それは無理だと思うのですよね。シールを貼ることをできないから、いつまでに罰金を納めてくださいよという強制力がないと、この軽い方からどんどんやっていかないと、これができないのに、なんでこっちができるのというふうに私は思うのですが、いかがですか。

(計画景観係長)

こちらの写真については、実際にパトロールして状況が把握できているというところのなかで、今後このような指導をしていきますよという形で皆さまの意見を伺うという流れとしておりますので、こういう問題を是正できていないとかそういう話ではなくて、これから今日も含めてですね、地元の看板設置の皆様に指導していきたいというところの、継続中のものがございますので、この状況で指導できていないという話になってしまいますと、主旨が違ってしまうのかなと思います。

(小高委員)

わかりました。いずれにしても私は段階を付けるべきではない。みんな一緒に同じ是正指導もしくは文書で、いついつまでにこうしてください、それに対して違反した場合にはこういう罰則がありますよということを強力に出すべきだと思います。段階を付けるべきではな

いと思います。

(野中会長)

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

私も他市の例をいくつか存じあげているのですが、三郷市の場合もようやく市の条例になって1年ということで、やっとこういう形で取り組もうという意味がここで表れていると思います。それまで県の条例でしたので、県がやってくれていないという状況だったと思います。ただ、実際にこういう形であぶり出して、市内にこういう実態があるのだよということの確認をされて、それに対してこれから取り組みますということの宣言をされたというふうにも解釈ができると思います。

私も他市での調査の結果を見たのですが、啞然としまして、目にするものの9割が違反広告物であったと、いろんな状況はあるのですが、そういうなかです、どういふふうには是正していくのか、頭を悩ませるところもあるという次第です。先ほども申し上げましたように所有者、管理者が分からないようなところもけっこうあるのですが、そうでないものについては、概ねの事業者はですね、口頭にしろ、ある程度は対応されてくるのかなという気がしておりますが、田邊委員がおっしゃるように小田原でも平均7回して、やっと直るということを考えますと、そのあたりは一気にはなかなか難しいのかもしれないです。市内でもあそこはいいのに、何でうちだけがという話が出てくるところもあるので、徐々にその成果をみせていきながら、広く浸透していくというようなスタイルがうまくいく気がしています。

他にはいかがでしょうか。

(岡庭委員)

昨年からはスタートしたということで、今回は草加流山線でこれだけの事案が出たということであれば、三郷市内相当数の数が出ることは覚悟しなければならない。ただ、ある程度公平性を考えれば、最初に三郷市内全部を調べて、どのくらいあるかを把握したうえで、そこで全面的に指導していかないとここだけとりあえずやって、じゃあ次は来年ここですよと、三郷市内全部回るまで何年かかるのかといったことを考えますと、やはり一定期間、スタート時にきちっとやっておいた方がいいのかなというふうに考えます。

私の所属している農業委員会は農地をやっているわけですが、毎年10月に農地パトロールをしていまして、雑草が繁茂しているところは指導書を送ると、改善されたら報告をいただいて、現地を見に行き、適正に管理されていますねということで完了になります。報告がなければ再度また指導書を送る、その繰り返しでございまして、それで1年後にはきちっと農地として管理されている状況にしております。

今回の場合はやはりいろんな問題点があるのかなと思います。許可を得ていないものとか、シールを貼っていないもの、全てにおいてある程度同時に文書なりで発送して、対応していかなければならないのかなと思います。そこで完了がされてなければ、再度文書なりで送っていく、そういった形でさきほどの小田原の7回送るという話がありましたけど、そういった回数を送っていかないと、こういうものは直らない。冒頭に台風の話がありましたけど、近年台風が大型化してきております。そういったなかで、早急にこういった点を改善してい

かないと、今度は人的な被害が生じてまいりますので、やはりこれは速やかにきちっと行っていったほうがよろしいのかなというふうに考えております。

(都市デザイン課長)

岡庭委員がおっしゃるとおり、全域ではなく一部だけやりますと不公平になる、そこだけ調べてその違反だけを厳しく指導していくというのは確かに不公平であると思うのですが、全体を調べてからやるとなると、時間がかかってやっているうちにまた状況が変わってきてしまうと、調べたものが役に立つようにやるというのが難しいということもあります。今回のやり方としてはある程度エリアを絞ってやって行って、市ではきちんと屋外広告物の点検とか指導をやっているのだということを市内にPRすることによって、できれば周りの方もいつうちにも来るか分からないというようなことで、そういう広告物の安全性とか点検を自主的に取り組んでいただけるような形にもっていければ、一番いいというふうに考えています。

(野中会長)

実際調査をすると労力とコストがかかるという話であるのですが、自家用広告物も含めていくとすごい量があるのですよね。その調査はなかなか大変なのですよね。ただ広告の需要があって、効果のありそうな場所を先にとという事務局側の説明だったと思います。

他にはいかがでしょうか。

(戸邊委員)

初めて出席させていただいております。

1年経ったということですけども、この屋外広告物条例のしおりですが、まだ半分ほどしか見てないんですけど、素晴らしいしおりで分かりやすいしおりだと思うのですが、やはり許可申請の段階で周知するのが一番良いのかなと思いましたが。安全確認とか、設置の段階で地権者さんや建て主さんに徹底なお知らせをすることが一番良いのかなと思います。

許可申請から3年経ったらという説明があったかと思いますが、3年というのは許可申請したら3年後にその人に出すのか、その意味が分からなかったということと、今出ています台風の関係ですけども、市街化調整区域の中では看板とかいろんな小さい広告物が飛んできていて、田んぼに入っている状況を見えています。

先ほどから出ましたラーメン屋の看板については、一般市民はあれが正しいのか悪いのかということがよく分からないと思うのですよ。小さいものについては飛んで来れば、あのうちに注意しようとかこのうちに対してやろうとか町会文を通じて指導してもらおうとかいろんな方法があると思うんですけど、大きな看板は正しいか正しくないかというのがよく分からないので、そういったことを一般市民である通行人の方に周知するようなものも必要ではないかなと、このしおりにはなかったのかなという考えであります。やはり違反であるか、正しいかというのは確認をしなければ指導はできないと思います。行政側だけ見ていくのは大変だと思いますので、一般市民とか通行人とか危険性が確認できるようなものを周知していただいて、行政に連絡する。それをしおりのなかに入れていただければいいのかなと思います。

あともう一点はですね、パトロールは9月ですけども、冬の時期もパトロールを入れたほうがいいかなと思いました。なぜかと言いますと、風が強いのが冬の時期ではないのかなと思います。

また町会からの要望に対しては即やっていただかないといけないような看板がかなりあります。連絡してもなかなかやってくれないということもありますので、ここは土木ですよとかここは建築ですよと言われるとちょっと困りますので、担当課については、看板は一括で受付をするのだという周知もしていただきたいと、これは勝手な要望ですけれどもお願いしたいと思いました。

(松井委員)

先ほど野中先生からも話があったと思うのですが、所有者が分からないという時に、この9ページの に市による除却の実施と書いてあるわけなのですが、これから毎年予算をある程度確保して、今年はこちらを除却しようとか、そういう計画は考えていらっしゃるのかということが1点。

もう一つは建物の場合には建築違反をすると、所有者や我々設計士も処罰されるとか、不動産業者も処罰されるとかあるわけですけど、建築工事に看板も入っていれば、屋内の搭屋とかは建築工事で一緒にやる場合があるのですが、建築以外の後からサインポールを立てる場合は、一般的に看板屋さんというのか、所有者が罰せられるのか、施工業者が罰せられるのか。これを徹底するには施工業者に何かしらのペナルティがあれば注意するのではないかなと思います。

看板屋さんはやはり仕事ですから、依頼者からだと違反と分かっているにもかかわらずやっちゃうと思います。そして処罰されなければ、やっぱりやっちゃう可能性があるんじゃないかなと思います。我々は建築士の免許がなくなりますからね。看板屋さんも看板ができなくなっちゃうとか、そういうものがあれば、もう少し徹底ができるのではないかなと思います。だから違反した場合に誰が処罰されるのか、そこもあるのではないのかと、やはり住んでいる市民だと市の職員さんになんか言いづらいということがあると思うのですよね。でもプロの看板屋さんはどうなのかなということはいかなのですか。

2点、予算と看板屋さんの件で、たぶん看板屋さんは分かっているやする場合もあるのではないかなと思うのですが。

(計画景観係長)

先に分かりやすいほうから、罰則の対象者でございますが、条例の規定に、表示し又は設置する者となっておりますので、表示者であったり、設置者であったり、両方のかたが対象となります。

次に予算についてなんですけれども、まだ予算措置についての具体的な検討はしていないのですけども、そういった事象があり次第、道路河川課と協議をしてやっていくとか、そういった検討を今後進めていきたいと思います。

(都市デザイン課長)

先程の戸邊委員からの質問で、3年ということがあったと思うのですが、許可申請を1回

出しますと、許可期間が3年になっており、3年で切れてしまいますので、もう一回その3年後に許可申請を出さなければならないというような内容になっております。

(戸邊委員)

そういう時にやはり再度徹底して、このしおりに基づいて指導していただいて、どちらが罰則になるのだよということを言ってあげればいいのかと思います。

(野中会長)

しおりの20ページにあります、ものによって3年だったり、1年だったり、期間が違うということだと思います。

松井委員のお話にあったように、広告業者というのは基本的には登録が必要なのですよね。屋外広告物業としての登録が必要で、そういう登録されている業者はまだいいのですが、結局登録されていない市外の業者が来てやってしまう、分かっているやってしまうところもあったりとかして、ここまで訴求していくということが難しいとはいっても、本当はなんとかしなくてはいけないと思いますけども、まじめなところはちゃんとされているけども、そうでないところは難しいということはあると思います。

ちなみに20ページを見ると、許可証票の貼られていないというのはデザインの問題があるかなと思います。仕方がないかなと思いますが、事務的なデザイン、証票という感じがします。貴重なご意見、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

(岩下委員)

戸邊委員さんからお話がありましたように、市民の代表ですので、一市民として今回参加させていただきまして、この調査結果に出ております写真すべてが、市に住んでいる者として、この広告を目にしているのですけども、こういった違反のものだったというのは正直知りませんでした。

先ほどご意見があったように、一市民にも細かくはいいと思うのですけど、こういうものが罰則なのだということが全員には無理だとしても、例えば三郷の広報紙に簡単な内容でいいと思うのですけども、掲載していただければ、見る方は見ていると思うので、私は三郷市の広報紙の朗読ボランティアもやっております、視覚障がい者の方にもCDを貸し出ししておりますので、そういった周知も大事ではないのかなと思います。

市民がある程度知っていただければ、先ほどパトロールの問題が出ておりましたけども、その点でも市民が協力できる場所も出てくるのではないかなということを市民の代表として感じるところで、また私もこれを全部知っていましたので、こういう違反があったのだということを初めて今日知ることができましたので、そういう方が一人でも二人でも増えれば、このパトロールの問題の解決にも少しはつながっていくのではないのかなということを感じました。以上です。

(都市デザイン課長)

ありがとうございます。

周知につきましては、おっしゃるように広報紙とか市のホームページとかですね、また景観のパネル展というものも年に1回やっておりますので、その辺を通じて今後さらに周知していきたいと思います。

(野中会長)

それとあとパトロールの体制ですよね。担当の方だけではなくて、あるいは事業者の代表だけではなくて、市民の方も巻き込んでということ積み重ねるといっても意味があるのかなと思います。

いろいろとご意見をいただきましたが、もうよろしいでしょうか。

(谷中委員)

論点がずれてしまうかもしれませんが、これは屋外広告物の安全管理と違反広告物への対応についての意見の聴取ではないですか。違反広告物のことについては、そんなすぐには是正はなされないと思うので、徐々に根気よく進めていかないといけないと思うのですよね。

安全管理の件に関しては、景観審議会の方で決めていくような形になるのですか。先ほどあったように広告物が腐朽してしまったものに対して景観審議会の方で決めて、市の方でいろいろなことをこれから進めていくのですか。

その許可基準というものが私も設計をやっていて、三郷市の方でまだ広告物の許可を出したことがないので、その許可基準があんまり細かくよく分からないのですけども、この間の台風の時の22日に、私の会社の前で広告物ではないのですけど、実は道路の標識が風に煽られて倒れていたのですね、駅前通りで。

その許可基準がどういうものか分からないのですけど、これから先許可を出すにあたって、その許可基準の見直しということが大事になってくるのではないのかなと思います。この写真で見ると、この錆びている部分が腐食しているので、危ないとは思いますが、今までの台風よりも強い風速の台風が来るようになったので、構造的な面とか、基礎の面とかで許可基準の見直しというものが必要になってくるのではないのかなと感じています。

(都市デザイン課長)

今回の趣旨はですね、危ない広告物とか1件1件について、景観審議会ではこれはどうしますかということを決めていただくような形ではなくて、これから屋外広告物の全体的に危険なものについて、どのように対応していくのが望ましいかというような方針、取り組みの方針を審議会の方で皆様からご意見をいただいて、今後、市の方で取り組んでいきたいというような趣旨でございますので、今日いろいろと貴重なご意見をいただきましたので、それをまた踏まえて、安全対策等を検討していければと思っております。

(野中会長)

景観審議会の方にその後の取り組みについて、適宜ご報告をいただきたいと思います。

長時間になって申し訳ないのですが、他はよろしいでしょうか。よろしいですか。

それではご意見がないようでしたら、この件につきましては意見聴取ということですので、本日の意見は大変貴重なご意見だったと思いますので、市の方で屋外広告物の安全管理ある

いは違反への対応について反映していただくようお願いしたいと思います。

本日の議案の審議についてはこの2件でありますけども、先ほどの議案第1号につきましては、決定いただいた審議事項につきましては、私から市長に速やかに答申したいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは次第を続けます。続きまして、次第の6、報告事項 第3回三郷市景観賞について、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(7) 報告事項

「報告事項 第3回三郷市景観賞について、景観計画に基づく届出状況について」

(計画景観係長)

[報告事項 第3回三郷市景観賞について、資料に基づき説明する]

(野中会長)

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見あるいはご質問ありましたら、挙手の上、ご発言いただけたらと思います。

それではないようですから、次第を進めさせていただきます。

報告事項 景観計画に基づく届出の状況について事務局より説明をお願いします。

(計画景観係長)

[報告事項 景観計画に基づく届出状況について、資料に基づき説明する]

(野中会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様の方からご意見、ご質問ありましたら、挙手の上、ご発言いただけたらと思います。

景観アドバイザーの助言ということで、すごくアドバイザーの方も悩まれてあるいは貴重なご意見を出していると思います。それに対してけっこう直っているということだと思っておりますけども、もし可能ならば文章じゃなくて、具体的な図面とか絵でそういったもので表示していただけると分かりやすいかなという気がします。

(都市デザイン課長)

次回からそのようにさせていただきます。

(野中会長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

もしないようでしたら、最後駆け足になってしまい恐縮でした。

それでは、私が行う議事進行の案件については、ここで終了としますので、進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

(都市デザイン課長補佐)

ありがとうございました。ただいまお昼を過ぎてしまっております。長時間にわたり、ありがとうございました。最後に事務局よりお知らせがございます。

本日、答申を受けまして、景観計画の変更の事務手続きについて進めてまいりたいと思いますので、みなさま本日はありがとうございました。今年度については開催予定がございませんので、また開催の際、1か月前になりましたら、こちらからご通知をさせていただきたいと思います。

それでは最後に閉会のご挨拶を、田邊副会長様よりお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(田邊副会長)

[副会長 挨拶]

(都市デザイン課長補佐)

ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会といたします。本日はありがとうございました。